

事項書 3. 学童保育所による学校施設の利活用に係る取組状況報告

学童保育所の新設・増設・移転ニーズの早期把握に努め、学校施設の利活用を希望する運営委員会の意向を聴き、実施した取組状況について報告します。

1 令和元年度の取組結果

■概要

- I. 10箇所の学童保育所について、教育委員会事務局と協議を行いました。
そのうち3つの学童保育所が来年度に学校施設を利活用できることとなりました。
- その内訳は、敷地内に学童専用施設を新設するものが1つ、敷地内の既存建物を活用するものが1つ、民間施設から教室へ移転するものが1つです。
- II. 取組結果は下表のとおりで、評価指標は、次のとおりです。
◎：利活用達成、○：継続協議、×：利活用困難

■取組結果

	A 学童	B 学童	C 学童	D 学童	E 学童
結果	◎	×	×	×	◎
内容	専用施設を新設 (既存専用施設を撤去し建替える)	学校側の状況と学童側の要望が一致しなかった。	現在、教育活動以外に使用できる教室等が無い	現在、教育活動以外に使用できる教室等が無い	敷地内の既存建物を利活用

	F 学童	G 学童	H 学童	I 学童	J 学童
結果	○	○	×	○	◎
内容	敷地内の既存専用施設を建替えるなど、継続協議中	既に教室を利用し運営。追加利用に向け、継続協議中	現在、教育活動以外に使用できる教室等が無い	令和3年度以降の教室利用に向け、継続協議中	民間施設から教室へ移転

以上のように、今年度に協議を行った10件のうち、学校施設を利活用できることとなったものは3件、今後も引き続き協議を行い、条件が整えば利活用につながるものが3件あります。

残りの4件については、周辺の公共施設の可能性も探りながら、学童側と協議を続けてまいります。

2 今後の学童保育所の利用見込み

現在、策定中の第2期四日市子ども・子育て支援事業計画においても、学童保育所利用児童数は当面の間、増加を見込んでいることから、今後も開設場所の確保が課題となります。

については、引き続き、早期に学童保育所のニーズを把握し、教育委員会事務局など関係部局と協議を行い、学校施設の利活用に努めてまいります。

<利用児童数の推移>

～令和2年1月21日時点の見込み～

	小学校児童数	利用児童数	利用率	学童保育所数	うち学校利用
平成 26 年度	16,843 人	1,493 人	8.8%	44 箇所	11 箇所
〃	〃	〃	〃	〃	〃
令和 元 年度	15,865 人	2,423 人	15.2%	59 箇所	14 箇所
令和 2 年度	15,685 人	2,512 人	16.0%	64 箇所	17 箇所
令和 3 年度	15,405 人	2,543 人	16.5%	65 箇所	17 箇所
令和 4 年度	15,282 人	2,585 人	16.9%	66 箇所	18 箇所
令和 5 年度	15,000 人	2,609 人	17.4%	68 箇所	19 箇所
令和 6 年度	14,694 人	2,562 人	17.4%	70 箇所	19 箇所

四日市市余裕教室有効活用方針策定に向けた進捗状況について

1 教育委員会、こども未来部合同ワーキング部会の設置

(1) 目的

四日市市余裕教室有効活用方針策定に関わり、余裕教室の定義、学校施設活用の考え方、教室利用の優先順位、敷地の有効利用について、関係各課より意見を伺う場を設定する。

(2) 構成メンバー

教育総務課GL（座長）、教育施設課課長補佐、教育施設課管理係長、
学校教育課教職員係長、指導課1係指導主事、人権・同和教育課課付主幹、
教育支援課特別支援教育・相談GL、
こども未来課学童係長、こども未来課学童係主事
教育総務課政策G（事務局）

※必要に応じて、各課指導主事等

(3) スケジュール（全4回+随時関係課聞き取り）

第1回（10月 8日実施）

四日市市余裕教室有効活用方針策定ワーキンググループの進め方

【資料】活用方針 骨子

（随時）関係各課への聞き取り（～11月中旬ごろ）

【資料】余裕教室として算出する場合の課題点及び算出方法の聞き取り用紙

第2回（11月19日実施）

必要教室の基準に関する考え方、活用における優先順位、余裕教室の定義

【資料】聞き取り調査記録用紙まとめ

第3回（12月17日実施）

余裕教室活用方針の内容の検討、教室活用ガイドライン（骨子）の検討

【資料】余裕教室有効活用方針（案）

第4回 算出基準数適用にあたっての考え方、学校敷地の有効活用（予定）

余裕教室有効活用方針（案）の検討について

【資料】敷地利用図、活用方針（案）

第5回 余裕教室有効活用方針（案）の策定について（予定）

【資料】活用方針（案）

2 校長会への周知等について

令和元年 9月 5日 小・中校長会長へ総合教育会議の報告

9月18日 小・中学校長会にて総合教育会議の報告

10月29日 第2回教育課題検討会議

令和2年 2月上旬 小・中学校長会理事会・役員会へ中間報告

2月下旬まで 各校長より意見集約

3月12日 小・中学校長会で報告

四日市市余裕教室活用方針(案)

令和2年3月

四日市市教育委員会

目 次

- 1 方針策定の趣旨
- 2 本市における余裕教室の定義
- 3 必要教室数の基準に関する考え方
- 4 余裕教室活用の基本的な考え方
- 5 学校敷地の有効活用（検討中）

1 方針策定の趣旨

学校施設は、教育財産として学校教育のために使用することが基本です。本市の児童・生徒に対する教育機会の確保や教育水準の維持向上のためには、学校教育を進めるうえで必要な教室を確保する必要があります。

一方で、学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて積極的に活用されることが望ましいと考えます。

そこで、学校教育を進めるうえで、必要な教室を確保するしくみを整えるとともに、その結果、余裕教室として把握された教室等を、地域が抱える課題の解決に積極的に活用することができるよう、基本的な考え方や必要な基準を、基本方針としてここに示すものです。

2 本市における余裕教室の定義

四日市市余裕教室活用基本方針（以下「活用方針」と記述）は、四日市市立小学校、中学校の教室を対象とします。

必要教室				余裕教室
(1)普通教室	(2)特別教室	(3)学校教育施策に係る教室等		
通常学級 特別支援学級	理科室、音楽室 家庭科室など	多目的室 会議室など	少人数教室 適応指導教室など	

文部科学省では、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室を余裕教室と定義しています。（参考資料1参照）

本市においては、国の定める定義に基づき、既存の学校施設内にある教室等の中で、学校教育活動を行ううえで必要な教室を必要教室数として算出します。さらに、施設全体の教室から必要教室を除いた教室を余裕教室とします。

3 必要教室数の基準に関する考え方

◎基準数…各項目の活動を行ううえで、必要となる最小限の教室の広さ。1教室は、普通教室1室分の広さとする。

(1) 通常学級 基準数 1教室

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小・中学校ともに原則として1学級の児童・生徒数は、40人を上限としています。三重県においては、みえ少人数教育推進事業の実施に伴い、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や基礎・基本の学力の向上をめざし、小学校1年生で30人を基準、小学校2年生で35人を基準、中学校1年生で35人を基準とした学級編制をそれぞれ実施しています。（いずれも下限25人）また、本市においては、少人数指導による子どもの実態把握、基礎学力の定着、学習規律の確立等をめざし、小学校1年生、中学校1年生において30人以下学級編制（下限なし）を実施しています。

通常学級として使用する教室は、1学級1教室とし、毎年度、みえ少人数やよっかいち少人数によって対応した学級を含めた実学級の数とします。普通教室数は毎年度、各学校の学級編制数によって変容していきます。

(2) 特別支援学級、サポートルーム（校内通級） 基準数 原則1教室

特別支援学級に通う児童・生徒は近年増加しています。現在、特別支援学級1学級につき1教室となっていますが、在籍児童・生徒数によっては、1教室を0.5教室にするなど、各学校において教室の活用を工夫しています。

特別支援学級として使用する教室は、原則、1学級あたり1教室を配置するものとします。

また、サポートルームについては、小学校の通常学級において、発達障害をはじめとする個に応じた指導や支援が必要な児童に対して、週2時間の取り出し授業を実施し、学習や生活上の課題の改善・克服をめざしています。サポートルームについては、情緒等通級指導教室が設置されていないすべての小学校への設置を目指し、令和2年度以降、順次、小学校に設置していきます。このうちのいくつかは、将来、情緒等通級指導教室に置き換えていくとともに、サポートルームの指導時間数も拡大していく計画であることから、専用の教室を確保することが必要です。

(3) 教材室、印刷室、資料室 基準数 0.25教室

教材室は、算数・数学科、国語科、社会科など、特別教室を使用しない教科等において活用する教材を保管します。印刷室は、印刷機をはじめ、印刷用紙や画用紙など、教材として必要な消耗品、拡大コピー機などを設置しています。資料室は、教材室と同様に活用するほかに、教職員の研修のための資料や教育関連書籍を配架し、教材研究等で活用しています。

教材室、印刷室については、各教科に必要なものや印刷に必要なものを保管していることから、現在、活用しているところを継続して使用していきます。資料室については、現在、置いてあるものなどを整理し、スペースとして活用できるかどうかを検討します。

(4) 少人数指導教室 基準数 0.5教室

本市では、少人数教育の効果的な活用の一つとして、少人数編成による指導体制の充実を図っています。

子どもたちの学習が効果的に行われるよう、学習形態を工夫する中で、集団の人数によって、0.5教室を最小単位とし、必要数を算定します。ただし、活動内容によって少人数であっても、1教室を必要とする場合があることから、各学校において柔軟に対応していきます。

(5) PTA室、コミュニティ室 基準数 0.5教室

各校PTA活動については、会議室等を活用し、話し合い等が行われています。各専門部等の資料や備品等を保管するために、学校によってはPTA室を設置したり、他の教室と共有しながら活用したりしています。

本市においては平成22年度より「四日市版コミュニティスクール」を導入し、地域とともにある学校づくりを推進しています。現在、運営に係る会議等については、学校施設内にある会議室や多目的室、校長室等を活用しています。

PTA活動の一環として行われている定期的な会議については、一定の広さの教室等が必要となりますが、常時、スペースが必要とは限りません。PTA室については、0.5教室とし、他の用途と共用して設置するなど、各校において工夫をしていきます。コミュニティ室についても0.5教室としますが、今後、学校と地域との連携による活動に合わせて、増やすことも想定し、必要数を算定します。

(6) 多目的教室 基準数 1～2教室

多目的教室は、各校に応じて学年単位の児童・生徒数での活動や広い場所を活用した作業を伴う活動など、授業等のねらいや時期に応じて活用しています。(例えば、特別活動において、テーマを設定した学年集会や修学旅行、自然教室保護者説明会、総合的な学習の時間における発表会などです。)

児童・生徒数に差があることから、基準数を1～2教室とし、算定します。

なお、常時、活用する教室ではないため、PTA室やコミュニティ室などと共用するなど、各校において工夫した活用を検討していきます。

(7) その他の教室 基準数0.5～2教室

その他、学校において特色のある活動に活用するための教室として、次のような用途があります。

①外国人指導のための教室(関係校のみ) 基準数0.5教室

本市においては、多文化共生教育の充実の観点から、外国人児童・生徒の学校生活への円滑な適応を図ることを目的とした取り組みを行っています。本市においても、今後、外国人児童・生徒の増加が見込まれており、外国人児童・生徒在籍校にて日本語指導の充実を図っていく必要があります。

現在、各校の教室活用の実態に応じて、多目的教室や視聴覚室、その他空いている教室を0.25教室から1教室設置し、共用スペースとして活用しています。

今後、学校によっては必要となる教室であることから、0.5教室を基準とし、他の教室との共用も含めて、活用の工夫を図っていきます。

②児童会室、生徒会室 基準数0.25教室

各校において、教育課程のうち、特別活動の一環として委員会活動を行っています。その中でも児童会室、生徒会室については、定例の委員会活動日だけでなく、所属している児童・生徒が自主的に集まり、活動することもあります。

小学校の児童会室については、児童会担当の教員の学級において活動することが多いため、特別に教室を設定せずに、通常学級の教室を共用するようになっています。中学校の生徒会室については、週に1回程度、自主的に集まって活動することが多いこと、また、生徒会所有の資料などがあることから、0.25教室を基準とし、活用を図っていきます。

③ランチルーム(小学校 現在設置校のみ) 基準数1～2教室

ランチルームは、同学年や異学年の児童と給食を食べたり、教員と児童での会食を行ったりすることを目的として活用しています。会食等の時間以外の活用としては、学年集会、児童会役員選挙、保護者説明会、PTAの会議等があります。

ランチルーム本来の目的としての使用やその他の時間における使用を考慮し、学校規模に応じて1～2教室を基準として活用していきます。

④郷土資料室(小学校のみ) 基準数1～2教室

小学校3年生では「人びとのくらしのうつりかわり」について、社会科において学習をしています。学習をする際には、昔の人びとが生活で活用していた物などを通して、くらしがどの

ように変わってきたのかについて、実際に残っている資料を活用することがあります。資料を調べることについては、学校にある郷土資料室や博物館の見学などを通して、学習を進めています。

郷土資料室については、すべての学校に設置するものではありませんが、現在の地域にある昔の生活に使った道具や仕事の道具を展示している学校もあることから、1～2 教室を基準とします。

○算出基準数適用にあたっての考え方（検討中）

上記「必要教室数の基準に関する考え方」を基に、学校規模や現在の教室利用を考慮し、以下の数式を用いて余裕教室を算出します。

$$\boxed{\text{保有教室数}-\text{必要教室}=\text{余裕教室}}$$

※現在、次の点について検討を進めている。

- ・ 必要教室の精査や共用など、学校教育を進めるうえで、必要な教室を確保するしくみについて

4 余裕教室活用の基本的な考え方

（1）活用におけるポイント

①全ての児童・生徒の安全・安心な放課後の居場所となること

②社会に開かれた学校づくりを目的とした地域と学校の連携、協同の場所となること

国全体において、全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用が促進されています。新たに学童保育所を設置する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する学童保育所の約80%を小学校内で実施することを目標としています。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域と学校の連携、協働のもと、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、子どもとともに地域を創生する活動も進めています。活用にあたっては、要望のあった団体の活動趣旨について、学校や教育委員会、関係部局において十分に検討を行う必要があります。

（2）活用にあたっての優先順位

＜学校施設を利活用するために占有許可が必要な団体＞

①学童保育所

本市では、全ての小学校区に学童保育所が開設されており、利用児童数が多い校区においては、複数開設されています。今後、女性の社会進出がさらに進み、働く女性の増加と潜在的就業意向も高まっている中、保育園希望者も増えている現状があり、当面、学童保育所のニーズも増加していくことが予想されています。

学童保育所施設の増設、移転等に際して、地域の学童保育所運営委員会からは学校施設を利用したいという要望も出ていることから、今後も、学校施設を利活用する学童保育所が増える可能性があります。また、学童保育所への子どもの移動の際の安全確保という観点から、今後

は学校施設だけでなく、小学校近隣の幼稚園舎の活用についても視野に入れながら検討を行っていきます。

②その他学校施設を必要とする団体

市内には、総合型地域スポーツクラブなど、小・中学生が所属する団体等も活動を行っています。活動の拠点として、学校施設を利活用する希望がある団体については、その都度、学校、教育委員会、市の関係部局と協議しながら、活用について検討を進めていきます。

ただし、学校の教育活動に支障がある場合や児童・生徒の安全が確保できない場合は、活用することができません。

<占有許可を必要としない地域と学校との連携のための団体>

①PTA活動及び四日市版コミュニティスクール

市内すべての小・中学校において、各校のPTA団体が組織されています。社会教育及び家庭教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、子どもたちの健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とし、各校在籍の保護者が任意で会員となり、活動を行っています。また、本市では、四日市版コミュニティスクールを核として、保護者・地域住民の学校運営の参画の意識の醸成に努め、協働して教育活動に取り組む仕組みを構築することにより、地域とともにある学校づくりを推進しています。

これらの団体は、保護者・地域・学校との連携の中心となる団体であることから、学校施設を優先的に活用することができるようにしていきます。

②地域子ども教室

地域住民や教員OB、大学生などの学習支援ボランティアがその知識・技能を活用し、放課後や長期休業中等に学習支援を行い、基礎学力の定着及び学習意欲の向上を目指しています。
(令和元年度現在5中学校区で実施)

地域子ども教室は、放課後や長期休業中等に、使用していない小学校や中学校の教室や地区市民センター、地区集会所などを活用して取り組みを進めています。活動が放課後や休業日であるため、授業等に支障がないことから、使用教室の基準数を0教室としますが、希望する学校があれば、その地域の学校の会議室やPTA室等との共用、または、地域の公共施設における実施について検討していきます。

◎避難所となった場合の活動について

地域防災計画において、災害時の教育委員会の所掌事務は「教育施設による避難場所の応急共用及び避難所の管理に関すること」となっており、大規模災害が発生した場合、市立の小・中学校（原則として体育館）は「指定避難場所」として、長期にわたり避難所となる可能性があります。

したがって、災害発生時においては、避難所開設の指示に従い、学校施設を利用していた団体の活動は直ちに中止し、避難所開設を優先します。

5 学校敷地の有効活用について（検討中）

○参考資料

（資料1）「余裕教室」及び「一時余裕教室」の定義について

「余裕教室」

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室

「一時余裕教室」

現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室

「平成29年度公立小中学校等における余裕教室の活用状況について」（平成29年12月15日）

大臣官房文教施設企画部施設助成課 報道発表資料

（資料2）H30.9「新・放課後子ども総合プラン」策定（文部科学省、厚生労働省）

3 国全体の目標

- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

（1）学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、…（中略）…以下の内容に、留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

①学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

②全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用

- i) 余裕教室の活用促進
- ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進